No.292 2022/8/15

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

少人数私募債のメリット

Q 当社は資金調達の一環として、少人数私募債を発行することを検討していますが、通常の借入や社債の発行などに比べて、どのようなメリットがあるのでしょうか？

解説

少人数私募債は、中小企業でも手軽に発行できます。また、社債利息については、利率を自分で決められるだけではなく、配当と違って損金算入できるなどメリットも多いです。

1． 少人数私募債とは？

少人数私募債とは、中小企業が少人数に対して社債を発行して、直接資金調達できる方法です。少人数とは**49 名以下**を意味しており、**社債の引受人は、通常、社長、役員、従業員、得意先など会社と関わりがある人**になります。通常の社債と違い、金融機関へ管理を委託することや、有価証券届出書などの提出も不要です。

2． 発行条件

イ．法人であること（資本金が 1 円でも発行可能）
ロ．社債購入を勧誘する対象者の人数が 50 名未満であること。なお、この人数には実際の社債権者の数ではなく、勧誘するだけでもカウントされてしまいます。
ハ．少人数私募債に**譲渡制限**を設けること

3． メリット

✔担保が不要	引受人とは信頼関係があるので担保は不要
✔**月々の返済がない**	償還期間までは自由に資金を使うことが可能
✔**償還期間を自分で決定できる**	発行会社が自由に決められる（通常 2～7 年）
✔**利息の支払いは後払い**	利息の支払いは年に 1～2 回の後払い
✔**利息は損金算入可能**	配当は損金にならないので節税メリットがある
✔社債管理者が不要	信託銀行等との社債管理委託契約は不要
✔有価証券届出書または報告書が不要	面倒な書類作成は不要
✔信用保証料が不要	使用保証協会へ支払う保証料は不要

要するに…

少人数私募債を発行している中小企業はあまり多くないように思われますが、会社にとってメリットも多いです。銀行からの借入や社債の発行などの前に、少人数私募債の発行を検討してみてはいかがでしょうか？